

がん対策の推進に関する意見交換会開催要綱

1 趣旨

今後のがん対策の推進に当たって参考とするため、幅広い観点から、これまでのがん対策の再点検と課題の抽出等を行うために、がん患者やその家族又は遺族、がん医療従事者及び有識者による意見交換会を健康局長が主催し、開催するものである。

2 意見交換会の名称

「がん対策の推進に関する意見交換会」とする。

3 意見交換会構成員

構成員については健康局長が選任する。

4 内容

がん対策について、がん患者やその家族又は遺族、がん医療従事者及び有識者による意見交換を実施する。

また、広く国民に意見募集をかけるとともに、患者団体や関係学会等から幅広くヒアリングを実施する。

5 その他

(1) 意見交換会は、原則として公開とする。

(2) 意見交換会の庶務は、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室において行う。